平成２９年（フ）第８９３号
大阪府寝屋川市田井西町21番７号
債務者　高橋　康一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５７号
大阪府八尾市久宝園２丁目107番地の１　グリーンハイツ福田Ａ一105号
債務者　廣田　正信
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２８号
大阪府大東市氷野３丁目４番16号
債務者　早稲田　隆
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０４５号
大阪府寝屋川市大利町11番６号
債務者　松井　信之（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４号
愛知県新城市野田字西町屋敷10番地　プリマヴェーラＢ202
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第９０号
静岡市葵区上伝馬８番５－２号
債務者　久能　愛華
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８号
東京都青梅市東青梅３丁目25番地の６ダイアパレス河辺第３　104
債務者　菊池　理華
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６９号
東京都小平市天神町１丁目２番19―302号
債務者　中村紗綾香
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３２号
静岡市葵区馬場町117番地の１　アドバンスビル５階
債務者　高橋　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月29日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
長崎県雲仙市国見町多比良丁2266―１
債務者　松田八重子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
長崎県佐世保市藤原町４番11号、前住所長崎県佐世保市卸本町32番２号
債務者　杉谷登美子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
長崎県佐世保市鹿町町深江潟107番地10、前住所長崎県佐世保市吉井町直谷1200番地１
メゾンドールⅠ　101号室
債務者　前田　胡桃
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
長崎県佐世保市田原町21番12号　丸徳ビル302、前住所神奈川県横須賀市追浜東町３丁目83番地19
債務者　田野　元弘
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
東京都八王子市高尾町2187東京高尾病院、住民票上の住所東京都八王子市片倉町721番地６カーネル810　313号
債務者　中島　一郎
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２号
神奈川県藤沢市善行団地５番９―104号
債務者　長谷川正直
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部